



(6) 他の局の主管に属しないこと。

(総合企画局の所掌事務)

第4条 総合企画局が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 市政の総合的な企画，調整及び推進に関すること。
- (3) 秘書，広報及び広聴に関すること。
- (4) 市民参加の促進に関すること。
- (5) 国際化の推進に関すること。
- (6) 情報化の推進に関すること。

第5条を削り，第6条を第5条とし，第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は，平成21年4月1日から施行する。

提案理由

市政の一層の推進を図るため，組織を改正する必要があるので提案する。